

(別紙)

諮問番号：令和7年諮問第6号

答申番号：令和7年答申第7号

## 答申書

### 第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく児童手当を受けていた審査請求人に対して○市長（以下「処分庁」という。）がなした法に基づく令和5年10月31日付け児童手当支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）に不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

### 第3 審査請求に至る経過等

- 1 令和3年9月30日、処分庁は、審査請求人から令和3年6月30日までに提出されるべき現況届等が提出されなかつたことにより、児童手当（特例給付）支払差止通知書を審査請求人に対して送付した。
- 2 その後も審査請求人から児童手当の支給に必要な書類の提出がなかつたため、処分庁は、令和3年6月以降の最初の児童手当の支給日である令和3年10月8日の翌日から2年間が経過したことをもつて、児童手当の受給資格が時効消滅したものと判断し、令和5年10月31日付けで審査請求人に対して児童手当支給事由消滅処分を行い、通知書を送付した。
- 3 令和6年1月15日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求書を提出した。

### 第4 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

処分庁から郵送物が届いていなかつた。

本件処分の取消しを求める。

#### 2 処分庁の主張

処分庁は、審査請求人に対して、度重なる通知及び督促を実施しており、いずれも郵便戻りはなく、審査請求人に送達されたものであると認識している。

また、処分庁は、現況届等の提出について、市の広報等を活用して広く周知しているところである。

審査請求人は、現況届等を提出すべきであったにもかかわらず提出しなかつた。そ

の結果として、児童手当の支給を受ける権利が時効によって消滅したことにより、本件処分を行ったものであり、本件処分は、適法かつ適正であり、審査請求の棄却を求める。

## 第5 法令の規定について

### 1 児童手当の支給認定について

法第7条第1項において、児童手当の支給要件に該当する者（以下「一般受給資格者」という。）が児童手当の支給を受けようとするときは、住所地の市町村長の認定を受けなければならないとされており、法第8条第1項において、市町村長が受給資格を認定した一般受給資格者に対して児童手当を支給するものと規定されている。

### 2 児童手当の支給要件について

法第4条第1項において、児童手当は、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母に支給する旨が規定されており、同条第3項において、父母等2人以上の者が児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父母等のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすと規定されている。

### 3 児童手当の支給を受けている者の届出義務について

法第26条第1項において、「第8条第1項の規定により児童手当の支給を受けている一般受給資格者は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の6月1日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。」と規定されているとともに、同条第3項において、「児童手当の支給を受けている者は、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。」と規定されている。また、児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第4条第1項において、「一般受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、その年の6月1日における状況を記載した（中略）届書を市町村長に提出しなければならない。」と規定されている。

### 4 届出義務を違反した場合について

法第11条において、「児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第26条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。」と規定されている。一時差止めについて、「五訂 児童手当法の解説」（平成25年5月10日中央法規出版株式会社発行。以下「逐条解説」という。）において、「将来に向かって支払を一時延期するに過ぎず、届出等があった場合には、差し止められていた児童手当は遡って支払われるものである。」とされている。

なお、「児童手当市町村事務処理ガイドライン」（市町村における児童手当関係事務処理について（平成27年12月18日付け内閣府子ども・子育て本部統括官通知））第17条第6項において、「6月30日までに現況届が提出されない場合には、その提出について督促を行うとともに、督促を行ってもなお現況届が提出されない受給者については、法第11条の規定により児童手当等の支給を一時差し止めるものとする。」とされている。

## 5 児童手当の時効について

法第 23 条第 1 項において、「児童手当の支給を受ける権利（中略）は、これらを行使することができる時から 2 年を経過したときは、時効によって消滅する。」と規定されている。児童手当の支給を受ける権利について、逐条解説において、「児童手当の支給要件に該当している者が、市町村長等に認定を請求し、それに対して市町村長等が認定することにより形成された権利である。」とされ、「この権利の具体的内容は、法第 8 条第 4 項により、各支払期月ごとに児童手当の支払を受けることである。」とされている。

また、「児童手当に係る時効の解釈及び取扱い等について」（平成 24 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課子ども手当管理室事務連絡）において、現況届の提出がなく児童手当が一時差止めとなり、その後、消滅時効が完成した場合は、「各支払期月ごとに児童手当の支払を受けること」をその内容とする基本権（受給権）の時効が完成するとともに、それに基づく支分権（各支払期月ごとに行使し得る児童手当に係る金銭債権）も消滅するとされ、このうち基本権については、時効が完成した場合に受給者に対して支給事由が消滅した旨の通知（支給事由消滅通知）を行うこと（時効の援用）により消滅するとされている。

なお、法第 26 条の規定による届出をしていないことを理由に、法第 11 条の規定により、児童手当の支払が一時差し止められた場合も、時効の問題が生じるが、この場合に關し、逐条解説において、「この場合の時効の起算日は、支払が一時差止められた月分以降の児童手当に係る最初の支払期における支払日の翌日となる。」とされている。

## 第 6 審理員意見書及び諮問の要旨

### 1 審理員意見書の要旨

- (1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。
- (2) 理由

現況届等の提出の必要性については、法令で定められていること、また、処分庁においては、審査請求人宛ての通知以外にも、市の広報等を活用して現況届等の提出が必要な旨を広く周知していることから、審査請求人が現況届等の提出を行わなければ、児童手当の支給を受けることができなくなることを知り得ない状態ではなかったと考えられる。その上で、処分庁において督促及び支給の一時差止めを経た上で、なお審査請求人から現況届等が提出されないことを理由に、児童手当が時効消滅したことを確認して行われた本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正に行われていると認められ、違法又は不当な点は認められない。

### 2 審査庁による諮問の要旨

- (1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43

条第1項の規定により、審査会に諮問する。

- (2) (1)の判断をしようとする理由  
1の(2)に同じ。

## 第7 調査審議の経過

- 1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会  
第1部会
- 2 調査審議の経過  
調査審議の経過は、次のとおりである。  
令和7年7月18日 審査庁が審査会に諮問  
令和7年8月4日 第1回調査審議（第1部会）  
令和7年9月3日 第2回調査審議（〃）  
令和7年9月4日 答申

## 第8 審査会の判断の理由

### 1 本件処分の争点及び争点の検討

現況届等の提出の必要性については法令で定められているほか、審査請求人は実際に支給が停止される前に10年以上にわたって児童手当を受給していたことから、現況届等の提出が必要であることを理解していたか、少なくとも知り得ない状態ではなかったと考えられる。

また、そのほかに考慮すべき特別な事由も確認できない。

児童手当の支給は申請に対する処分であること及び本件が審査請求人の届出義務の不履行であることに鑑み、審査請求人から現況届等が提出されないため、児童手当が時効消滅したことを確認して行われた本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正に行われたものと認められ、違法又は不当な点は認められない。

### 2 判断

以上から、処分庁の判断について違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がない。

### 3 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

## 京都府行政不服審査会第1部会

委 員（部会長）	北 村 和 生
委 員	岩 崎 文 子
委 員	岡 川 芙 已